

令和 7 年度 第 1 回 南丹市 防災会議・ 国民保護協議会

令和 7 年 5 月 1 6 日 (金)

総務部 危機管理課



次 第

- 1 防災関連 実績（6年度下半期）
 - (1) 原子力総合防災訓練
 - (2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）
- 2 防災関連行事 予定（7年度上半期）
 - (1) 気象予報（暖候期）
 - (2) 防災パトロール（7年5月30日予定）
 - (3) 防災訓練（7年9月28日予定）
- 3 国民保護協議会
- 4 その他
 - (1) 原子力防災住民避難計画の改定について
 - (2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介
- 5 質疑等

次 第

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(1) 原子力総合防災訓練

(2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）

2 防災関連行事 予定（7年度上半期）

(1) 気象予報（暖候期）

(2) 防災パトロール（7年5月30日予定）

(3) 防災訓練（7年9月28日予定）

3 国民保護協議会

4 その他

(1) 原子力防災住民避難計画の改定について

(2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介

5 質疑等

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(1) 原子力総合防災訓練

ア 期 日

令和6年12月1日（日）

イ 場 所

南丹市役所美山支所、南丹市役所中央庁舎、丹波自然運動公園

ウ 訓練目的

原子力防災上、UPZ内における南丹市美山町の市民について、適時適切、安心安全に避難させるために、次の訓練を実施し、各流れを、住民のみならず職員についても習熟する。

- ① 情報伝達訓練 職員、美山町のUPZ内における全市民
- ② 屋内避難訓練 同
- ③ 広域避難訓練 職員、各地区代表者（各区長等）
- ④ 要配慮者支援の通信訓練 職員（福祉相談課）

(1) 原子力総合防災訓練

12月1日(日) 0710 発災(地震)
0730 全面緊急事態
0740 放射性物質放出開始
0800 同 停止
0900 避難指示開始

エ 参加者 (ア) 宮島地区住民 20名
(イ) 南丹市職員 14名

オ 避難訓練内容

○ 全 般

12.1 07:10

**発災_(想定) 福井県を震源とするM7クラスの地震
南丹市では震度5強**

07:15 南丹市役所_災害対策本部設置

美山支所 : 職員 6名

危機管理課 : 職員 4名

健幸まちづくり課 : 保健師 2名

福祉相談課 : 職員 2名

(1) 原子力総合防災訓練

12月1日(日) 0710 発災(地震)
0730 全面緊急事態
0740 放射性物質放出開始
0800 同 停止
0900 避難指示開始

避難訓練内容

○ 全 般

12.1 07:30 ◎ **GE (全面緊急事態)**

◎ **UPZ住民屋内退避指示 (国⇒府⇒市) :**

職員 (想定市長) から訓練放送及び屋内退避訓練指示

・ 訓練内容

○ **訓練放送 約 10分 (自動) : 職員 1名**

○ **屋内退避訓練**

**UPZ内の美山町住民は、自宅等の建物の中で退避し、
放射性物質の体内への侵入を防ぐ措置をとる。**

07:35 市役所員 3名 移動車両 1台 又

(市⇒スプリングスひよし (職員 1名下車))

⇒バス 08:30頃着 発 08:35)



バス会社：山一サービス

才 避難訓練内容

○ 全 般

12.1 09:00

◎UPZ避難者避難指示(国⇒府⇒市)

安定ヨウ素剤配布服用指示:

危機管理課長(想定市長)から避難指示

- ・美山支所は各振興会長に避難指示発令を電話等で伝達
& 安定ヨウ素剤の配布服用指示

◎在宅重度要配慮者の受入先確認訓練

福祉相談課は、災害時要配慮者避難支援センター(京都府)と連絡をとり、在宅重度要配慮者の避難状況について調整する。

(1) 原子力総合防災訓練

才 避難訓練内容

○ 全 般

12.1 09:00 ・ 訓練内容

- 京都府と市で在宅重度要配慮者の名簿に変更がないか相互確認する。
- 福祉相談課は、在宅重度要配慮者の行先、京都府が手配したタクシーの到着予定時刻を確認し、美山支所及び在宅重度要配慮者に通報する。
- 美山支所は、想定で消防団と調整し、消防団を支援に向かわせる。
- 福祉相談課は、タクシーの到着予定時刻の約10分後、タクシーが到着及び出発したことを、災害対策本部に報告をして訓練を終了する。

12月1日（日）	0710	発災（地震）
	0730	全面緊急事態
	0740	放射性物質放出開始
	0800	同 停止
	0900	避難指示開始

(1) 原子力総合防災訓練

才 避難訓練内容

○ 全 般

12.1 09:05～宮島地区避難訓練開始

・ 訓練住民は乗合乗車等で個々に支所へ集合

09:10 ◎美山支所に避難バス着

・ 検証（～09:30）

○バス着発場の確認、検証：職員 2 名



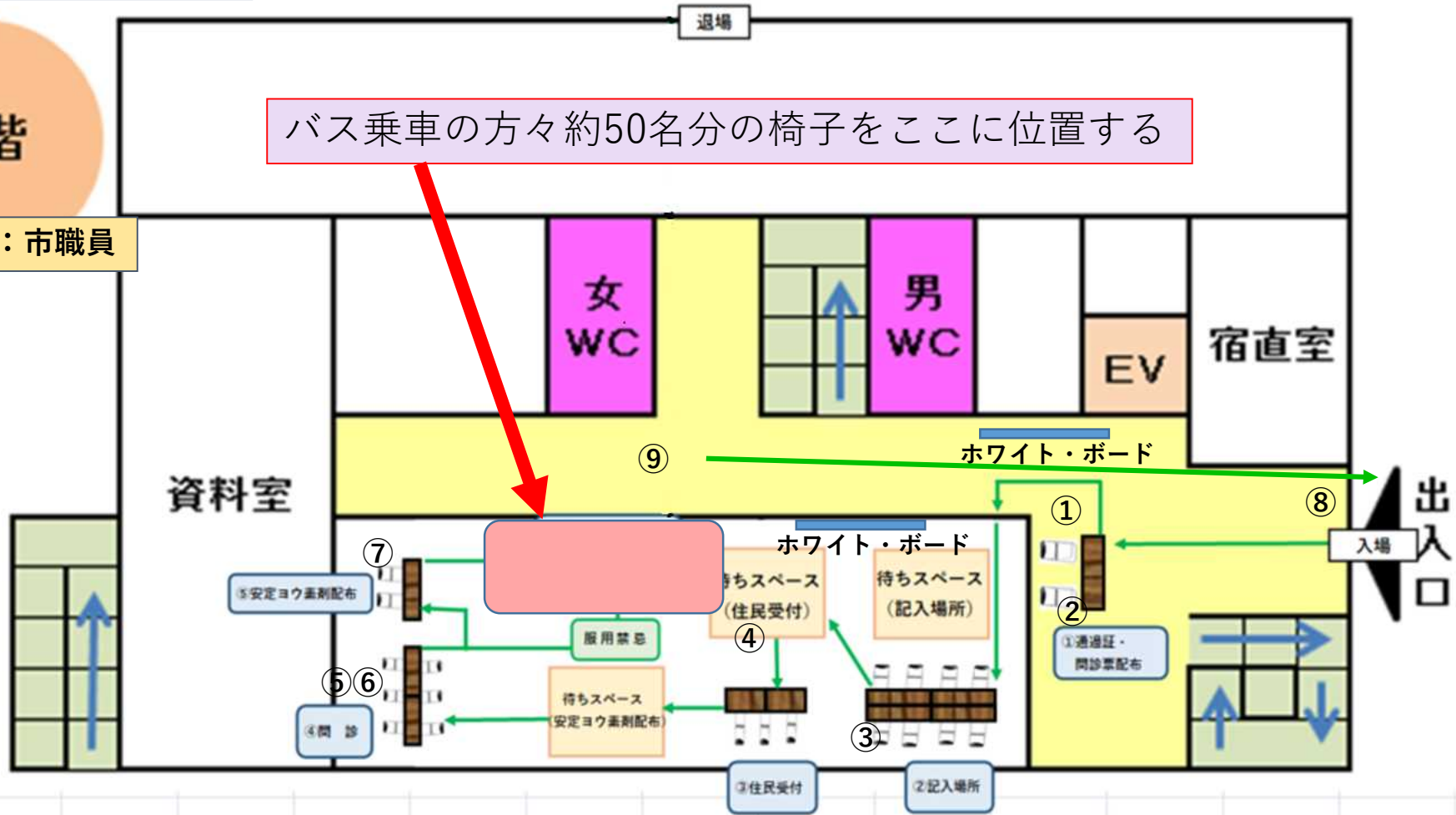
バスの動線



1 階

①～⑨：市職員

バス乗車の方々約50名分の椅子をここに位置する



才 避難訓練内容

○ 全 般

・検証（住民の方々の動線）

○到着された訓練住民から順次「住民確認」、「簡易問診」、「安定ヨウ素剤の配布」、「通過証」の実施



(1) 原子力総合防災訓練

オ 避難訓練内容

○ 全 般

12.1 09:40 避難バス乗車
(～1000)

10:00 美山支所を避難バス発

10:40 丹波自然運動公園に
避難バス着

10:45 車両検査_避難バス除染
(～10:55)



(1) 原子力総合防災訓練

才 避難訓練内容

○ 全 般

12.1 10:55 人検査除染 ⇒
(～11:35)



11:35 炊き出し (昼食) ⇐
(～12:10)



12:10 外部有識者による講演 ⇒
(～12:25) 訓練終了



12:25 丹波自然運動公園をバス発
13:10 美山に到着後解



(1) 原子力総合防災訓練

カ その他

K C N なんとん（地元ケーブルTV局）で、訓練を約 2 分放送し地元住民の方々に本防災について印象付けた。

また、担当案ではあるものの、次回訓練では次に示すワンステップ向上した訓練を計画していく。

- ・ 避難訓練は、宮島地区以外の 2 地区
- ・ 想定、要配慮者を実訓練。 ← 消防団も参加
- ・ 警察は、道路封鎖。 ← 法的根拠確認 & 可能か？
- ・ 消防は、住民への通報 & 巡回
← 放射線測定器の訓練は可能か？

次 第

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(1) 原子力防災訓練

(2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）

2 防災関連行事 予定（7年度上半期）

(1) 防災パトロール（7年5月30日予定）

(2) 防災訓練（7年9月28日予定）

(3) 原子力防災訓練

3 国民保護協議会

4 その他

(1) 原子力防災住民避難計画の改定について

(2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介

5 質疑等

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(2) 災害対策（大雨警報）

ア 6.11.2_0753-2011（大雨（土砂災害）警報発表）

11月2日（土）0900 第1回災害警戒体制調整会議

11月2日（土）1100 第2回災害警戒体制調整会議

1304-1630（大雨（浸水害）警報発表）

11月2日（土）1330 第3回災害警戒体制調整会議

1304-2011（大雨（洪水）警報発表）

- ・ 園部町穴人 府道における落石
- ・ 園部町小山西町 冠水
- ・ 園部町口人 冠水
- ・ 園部町小山東町 用水路溢れる
- ・ 園部町大河内 野々口区長 土石流



1 防災関連 実績（6年度下半期）

(2) 災害対策（大雨警報）

ア

11月2日（土）1500 第4回災害警戒体制調整会議

- ・ 園部町木崎町下ヲサ 水溢れる
- ・ 園部町木崎町下ヲサ 水溢れる
- ・ 園部町城南町 路面の流水
- ・ 園部町埴生 家屋の裏まで土砂
- ・ 南丹市内林町 ワードローブ前 冠水
- ・ 日吉町田原片野 流水
- ・ 八木町氷所 境川溢れる
- ・ 園部町半田～殿谷 道路の冠水
- ・ 日吉町中世木 道路の冠水
- ・ 日吉町志和賀 道路の冠水
- ・ 園部町黒田黒田大橋下流 もうすぐ溢れる可能性

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(2) 災害対策（大雨警報）

ア

11月2日（土）1600 第5回災害警戒体制調整会議

- ・ 園部町口人口司線 土砂流入 地元で、ある程度撤去

11月2日（土）1700 第6回災害警戒体制調整会議

- ・ 園部町小山東町 二本松学園 医療大学側の斜面崩落、通行止め

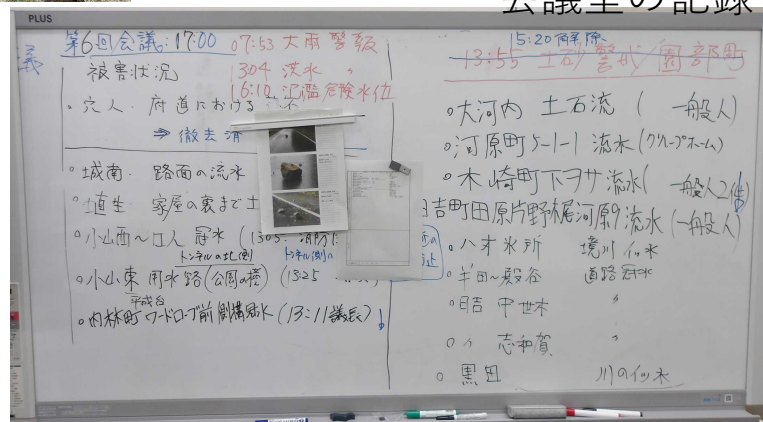
- ・ 日吉町下保野田 こども園 裏山からの出水
- ・ 日吉町 市道天若線 冠水
- ・ 日吉町片野 道路冠水
- ・ 園部町口司 床下浸水1件、道路に土砂流入
- ・ 園部町埴生 床下浸水1件
- ・ 園部町大谷 床下浸水1件
- ・ 園部町南八田 床下浸水1件
- ・ 園部町船岡 道路に土砂流入
- ・ 園部町黒田 床下浸水
- ・ 日吉町内京都府工事現場 バックホウの河川落下

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(2) 災害対策（大雨警報） イ 被害状況写真



会議室の記録



1 防災関連 実績（6年度下半期）

(2) 災害対策（大雨警報）

6.11.2_0753-2011（大雨（土砂災害）警報発表）

1304-1630（大雨（浸水害）警報発表）

1304-2011（大雨（洪水）警報発表）

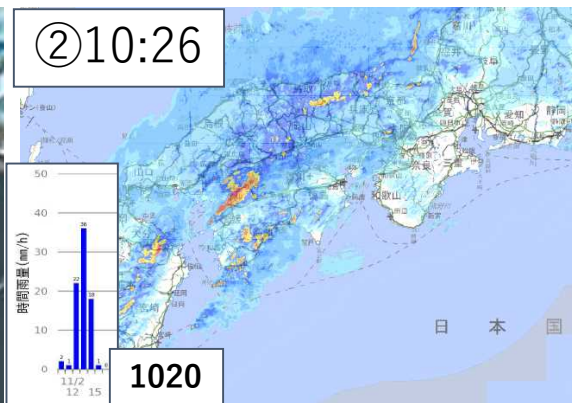


ウ 降水状況

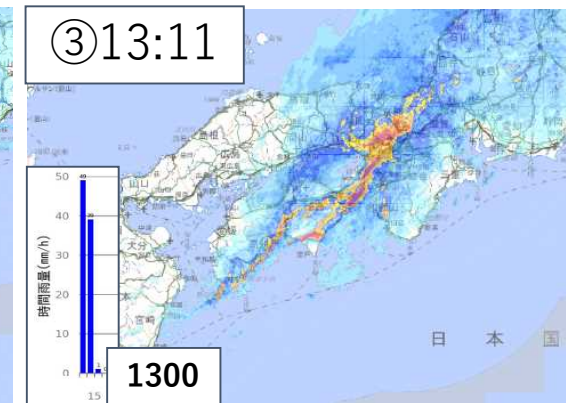
①08:25



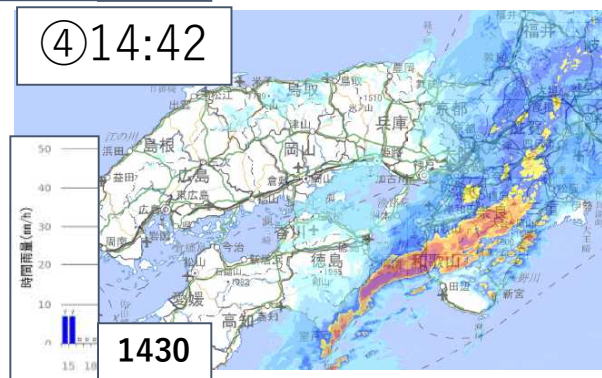
②10:26



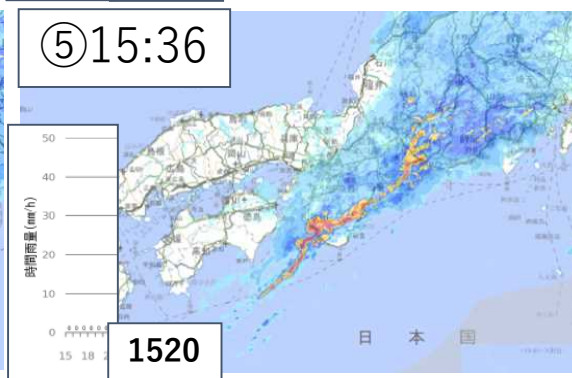
③13:11



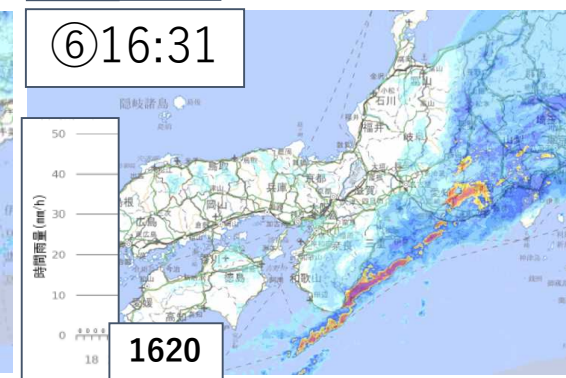
④14:42



⑤15:36



⑥16:31



1 防災関連 実績（6年度下半期）

(2) 災害対策（大雨警報）

エ 今後に向けて 防災無線放送 1356、1950、2030

南丹市役所から気象情報についてお知らせします。

現在、南丹市に大雨・洪水警報が発表されています。

雨のピークは本日、2日の14時頃までの見込みですが、線状降水帯が発生した場合はその後も大雨になる恐れもあることから、市民のみなさまにおかれましては、不要不急の外出は避けて、安全な場所に身を寄せてください。 繰り返します。

南丹市役所から気象情報についてお知らせします。

現在、南丹市に大雨・洪水警報が発表されています。

また、南丹市園部町西本梅地域に土砂災害警戒情報が発表されました。大雨のピークは過ぎましたが、一時的な強い雨により地盤のゆるみが予想されます。土砂災害に警戒し、自宅の2階や崖から離れた部屋に待機するなどの対応をとってください。 繰り返します。

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(2) 災害対策（大雨警報）エ 今後に向けて

国部（京都府） 2024年11月2日（1時間ごとの値）

時	降水量 (mm)	気温 (℃)	露点 温度 (℃)	蒸気圧 (hPa)	湿度 (%)	風速・風向		日照 時間 (h)	雪	
						平均風速 (m/s)	風向		降雪 (cm)	積雪 (cm)
1	1.5	17.0	16.5	18.8	97	1.7	西		///	///
2	0.5	17.0	16.5	18.8	97	1.4	北西		///	///
3	0.5	17.0	16.5	18.8	97	0.7	西北西		///	///
4	0.0	17.0	16.5	18.8	97	0.6	北東		///	///
5	0.0	17.0	16.7	19.0	98	0.4	南		///	///
6	3.5	17.7	16.9	19.2	95	2.0	北北西		///	///
7	4.5	17.4	16.8	19.1	96	1.3	北西	0.0	///	///
8	3.5	17.3	17.0	19.4	98	1.4	東北東	0.0	///	///
9	2.0	17.9	17.4	19.9	97	1.4	東北東	0.0	///	///
10	4.0	18.5	18.0	20.7	97	0.8	南東	0.0	///	///
11	4.0	19.2	18.7	21.6	97	1.1	西南西	0.0	///	///
12	10.5	19.7	19.1	22.0	96	1.8	北北西	0.0	///	///
13	46.5	18.0	17.0	19.4	94	5.5	西北西	0.0	///	///
14	24.5	18.2	16.9	19.2	92	3.8	西北西	0.0	///	///
15	3.0	18.6	16.9	19.3	90	3.5	西	0.0	///	///
16	0.0	18.4	16.6	18.8	89	4.1	西北西	0.0	///	///
17	0.0	18.6	16.0	18.2	85	3.7	西北西	0.0	///	///
18	0.0	18.5	16.3	18.5	87	4.5	西北西	0.0	///	///
19	0.0	18.3	15.8	17.9	85	4.3	西北西		///	///
20	0.0	17.3	14.4	16.4	83	5.1	西北西		///	///
21	0.0	17.4	13.9	15.9	80	3.6	西北西		///	///

10:50	1.5	19.5	96	1.1	南西	2.8	東北東	0
11:00	1.0	19.2	97	1.1	西南西	2.0	西	0
11:10	0.5	19.4	97	0.9	東	2.4	東南東	0
11:20	0.5	19.5	97	1.1	東北東	1.9	東	0
11:30	3.0	19.6	96	1.3	北北東	1.9	東北東	0
11:40	2.0	19.4	97	1.3	西	3.5	西	0
11:50	2.0	19.7	97	1.5	北西	2.6	西北西	0
12:00	2.5	19.7	96	1.8	北北西	3.8	北北西	0
12:10	4.5	19.0	94	5.0	北西	8.7	北西	0
12:20	7.0	18.5	93	6.4	北西	10.1	西北西	0
12:30	8.5	18.3	94	6.1	西北西	10.9	西北西	0
12:40	5.0	18.2	94	4.8	西北西	9.1	西	0
12:50	10.0	18.1	94	5.8	西	12.1	西	0
13:00	11.5	18.0	94	5.5	西北西	9.7	北	0
13:10	8.5	18.1	93	4.6	西北西	7.3	西北西	0
13:20	4.0	18.2	93	4.0	西北西	10.7	西	0
13:30	5.0	18.1	93	5.0	西北西	8.6	西北西	0
13:40	3.5	18.1	93	4.3	西北西	7.1	北北西	0
13:50	2.0	18.2	92	4.4	西北西	8.5	西北西	0
14:00	1.5	18.2	92	3.8	西北西	8.4	北西	0
14:10	1.0	18.3	90	4.4	西北西	7.5	西北西	0
14:20	0.5	18.2	91	3.1	西	5.5	西	0
14:30	1.0	18.1	92	3.4	西北西	6.3	西	0
14:40	0.5	18.3	92	3.3	西北西	5.8	西北西	0
14:50	0.0	18.4	90	2.9	西北西	5.9	西北西	0

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(2) 災害対策（雪害）

オ 今季において雪害による、孤立集落の発生はありませんでした。

ただし、令和7年2月8日19時頃に、ＪＲ山陰本線において、運行中の車両が、大雪による倒竹のため駅で停車し、帰宅困難者が発生しました。南丹市及び京丹波町では京都府の要請を受け一時滞在施設の準備をしました。

- ・ 綾部駅（綾部市）・・・140人⇒ステーションホテル、ホテルアルファ
- ・ **胡麻駅（南丹市）・・・60人 ⇒南丹市胡麻基幹集落センター**
- ・ 立木駅（京丹波町）・・・1人⇒広野公民館
- ・ 和知駅（京丹波町）・・・100人⇒和知ふれあいセンター

まずは現場復旧を最優先し、列車滞在が難しい場合は一時滞在施設開設の依頼を実施することとされました。

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(2) 災害対策（雪害）

オ 19時45分に、JR山陰本線園部-綾部駅間の運転見合わせのため、JR西日本京滋支社より一時滞在施設開設の正式な依頼がありました。

22時20分に、胡麻駅（南丹市）60人のうち20人は自力で帰宅し、残る40人はJR西日本手配のバスにより綾部駅へ出発予定。なお、一時滞在施設の南丹市胡麻基幹集落センターは閉鎖に向け調整中。

南丹市としては、一時滞在施設開設の正式な依頼があったものの、約2時間半後にはキャンセルとなりました。

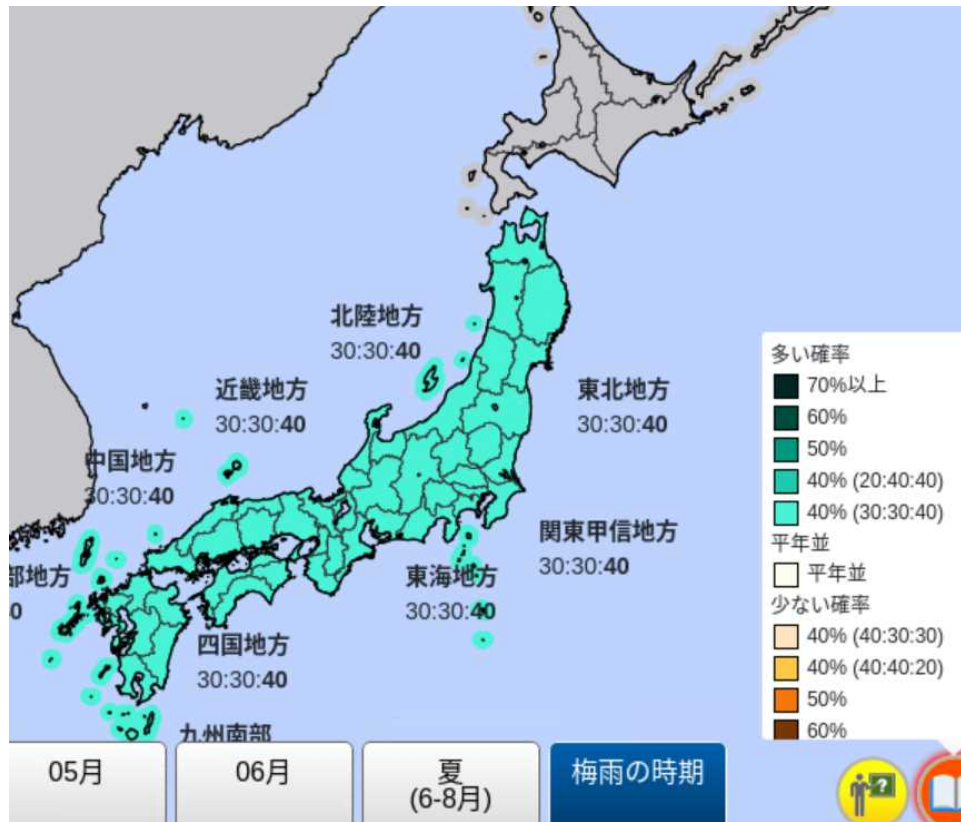
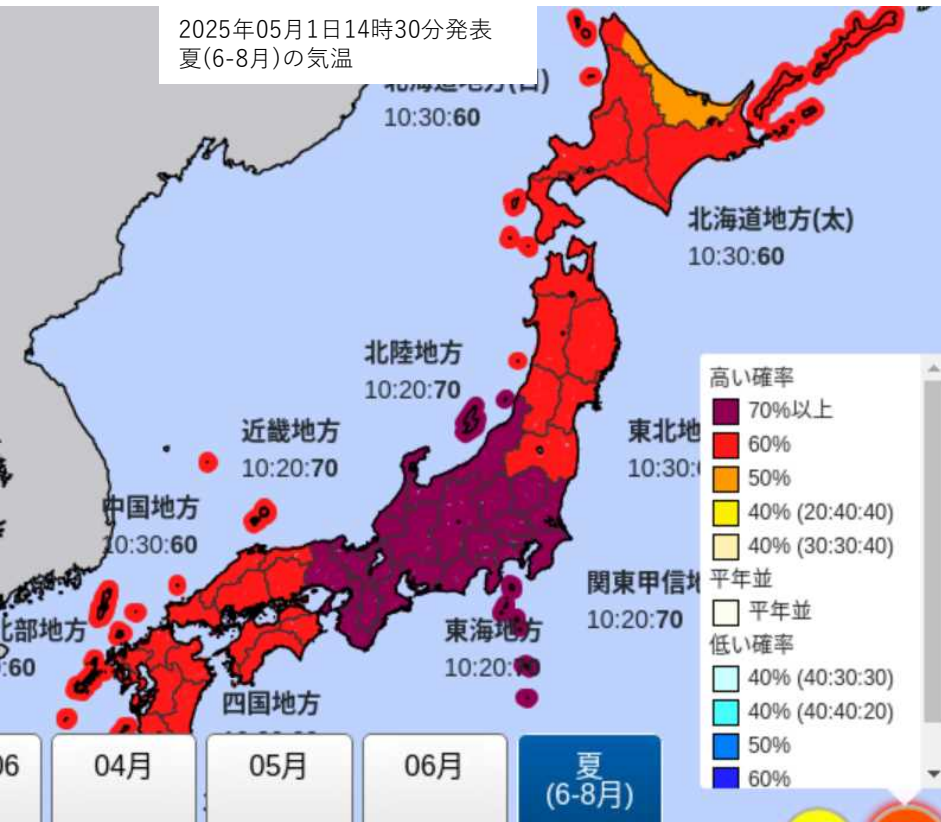
レアなケースではありますが、帰宅困難者対応は、地域防災計画にも明記されており、地震災害以外にもこういった帰宅困難者が生起することを予想しておくことが必要と考えさせられるものでした。



次 第

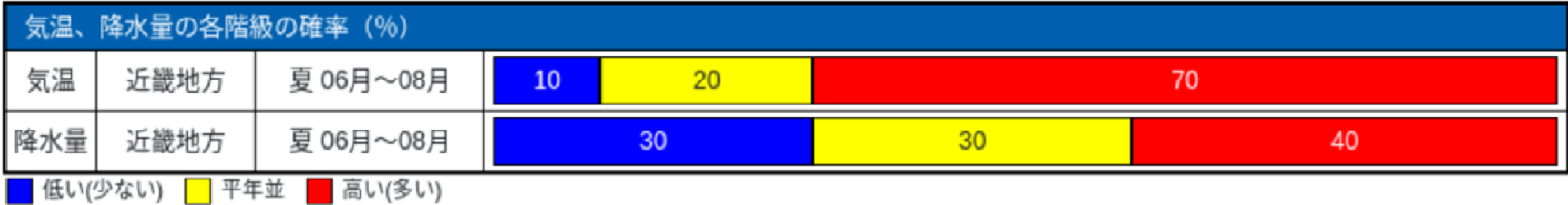
- 1 防災関連 実績（6年度下半期）
 - (1) 原子力防災訓練
 - (2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）
- 2 防災関連行事 予定（7年度上半期）**
 - (1) 気象予報（暖候期）**
 - (2) 防災パトロール（7年5月30日予定）
 - (3) 防災訓練（7年9月28日予定）
- 3 国民保護協議会
- 4 その他
 - (1) 原子力防災住民避難計画の改定について
 - (2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介
- 5 質疑等

2 (1) 気象予報 (暖候期)



2 (1) 気象予報（暖候期）

近畿地方 暖候期予報（06月～08月）		
2025年02月25日14時00分 大阪管区气象台 発表		
夏 06月～08月	天候	6月から7月は平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。その後は、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
	気温	平均気温は、高い確率70%です。





次 第

- 1 防災関連 実績（6年度下半期）
 - (1) 原子力防災訓練
 - (2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）
- 2 防災関連行事 予定（7年度上半期）**
 - (1) 気象予報（暖候期）
 - (2) 防災パトロール（7年5月30日予定）**
 - (3) 防災訓練（7年9月28日予定）
- 3 国民保護協議会
- 4 その他
 - (1) 原子力防災住民避難計画の改定について
 - (2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介
- 5 質疑等

2 防災関連行事 予定（7年度上半期）

(2) 防災パトロール（7年5月30日予定）

7 災第 9 0 号
令和 7 年 4 月 7 日

各市町村長 様

京都府危機管理部長

災害時における危険予想箇所点検の実施について（依頼）

平素は、本府の防災対策の充実及び強化について、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、**災害時に危険が予想される箇所の点検については、毎年度「防災パトロール実施要領」に基づきお願いをしているところですが、今年度についても実施の上、その結果について、下記のとおり御報告願います。**

また、点検等により把握された危険箇所については、住民、特に要配慮者が的確な避難等を行えるよう、事前に避難情報等の伝達内容及び伝達方法並びに避難について計画を立て、関係住民及び関係防災機関への情報周知など人命の保護に万全を期していただくようお願いします。

記

1 提出書類

- ・別紙「災害時における危険予想箇所点検実施結果報告書」様式
- ・各市町村において作成している「危険箇所台帳」の最新版

2 提出期限

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）

3 提出先

貴市町村を所管する広域振興局地域連携・振興部総務防災課（京都市は京都府危機管理部災害対策課）

4 提出方法

電子データにて提出

(2) 防災パトロール

ア 期日等

令和7年5月30日（金）0900～

イ 場所等

（ア）小山東町地内（市道 城南小山線）

令和6年11月2日の豪雨による道路法面崩壊

（イ）河原町地内（一級河川 園部川）

桂川広域河川拐取事業

ウ 参加者

市長、土木建築部、南丹警察署、園部消防署、

南丹土木事務所、南丹市消防団、

京都府南丹広域振興局、危機管理課 約20名



防災会議室（昨年の模様）



現地点検
（昨年の模様：菖蒲谷川）





次 第

1 防災関連 実績（6年度下半期）

(1) 原子力防災訓練

(2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）

2 防災関連行事 予定（7年度上半期）

(1) 気象予報（暖候期）

(2) 防災パトロール（7年5月30日予定）

(3) 防災訓練（7年9月28日予定）

3 国民保護協議会

4 その他

(1) 原子力防災住民避難計画の改定について

(2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介

5 質疑等

2 防災関連行事 予定（7年度上半期）

(3) 防災訓練（7年9月1日、9月28日予定）

ア 目的

南海トラフ地震の発生が危惧されている今日、東日本大震災を教訓に本市域内における**直下型地震の発生を想定し**、災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、地域住民及び各防災機関が一体となって、訓練等を総合的に実施することにより、**市民の防災意識の高揚と防災関係機関の連携強化並びに防災関係業務に従事する職員等の実践的な実務の習熟を図り、地域の防災力を向上させることを目的とする。**



2 防災関連行事 予定（7年度上半期）

(3) 防災訓練

イ 実施日時及び場所

期 日	令和7年9月1日（月）	令和7年9月28日（日）	
区 分	シェイクアウト訓練	第1部	第2部
時 間	9：30～	6：40～	9：30～
参加対象	市内全地域 （各区、学校、福祉施設等に 参加を呼びかける）	市内全地域	園部町地域住民 及び各防災関係機関等
場 所	市内各地	市内各地	園部公園スポーツ広場 及び園部海洋センター
内 容	エリアメール発信訓練 及びシェイクアウト訓練	地域情報伝達 及び避難訓練	地震災害現地対策訓練 及び避難所開設訓練

2 防災関連行事 予定（7年度上半期）

(3) 防災訓練

イ 南丹市職員参加対象

- 9月1日（月）シェイクアウト訓練（就業時間中に各自、机の下などに隠れる）

- ・ 全職員（一部、窓口対応職員などを除く）
また、各区、学校、福祉施設等に参加を呼びかける。



- 9月28日（日）第1部 地域情報伝達及び避難訓練

- ・ 全職員

- 9月28日（日）第2部 地震災害現地対策訓練及び避難所開設訓練

- ・ 出務対象職員については調整中
- ・ 関係機関による参加訓練だけでなく、「南丹市制施行20周年記念行事」として出店者を募るなど市民にも多く来ていただけるような防災イベントとしての実施を計画中

次 第

- 1 防災関連 実績（6年度下半期）
 - (1) 原子力防災訓練
 - (2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）
- 2 防災関連行事 予定（7年度上半期）
 - (1) 防災パトロール（7年5月30日予定）
 - (2) 防災訓練（7年9月28日予定）
 - (3) 原子力防災訓練
- 3 国民保護協議会**
- 4 その他
 - (1) 原子力防災住民避難計画の改定について
 - (2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介
- 5 質疑等

3 国民保護協議会委員の人数変更

○南丹市防災会議条例

平成18年1月1日
条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、南丹市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南丹市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育委員会のうちから市長が任命する者
- (6) 消防団関係者のうちから市長が任命する者
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、**45人以内とする。**

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残存期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第301号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、平成25年8月9日までの間において、この条例による改正後の南丹市防災会議条例(以下「新条例」という。)第3条第5項第8号の規定により任命される者の任期は、新条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成25年8月9日までとする。

3 国民保護協議会委員の人数変更

○南丹市国民保護協議会条例

平成18年6月28日
条例第256号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、南丹市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、**45人以内とする。**

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事20人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第299号)

この条例は、公布の日から施行する。

「防災会議」と「国民保護協議会」は、国民の生命財産を守るという趣旨目的が同類の会議であることから、同時開催をすることが多くあります。

委員数についても、45名で同数にすることが望ましいと考えます。

3 国民保護協議会委員の人数変更

「防災会議」及び「国民保護協議会」を協議するには、気象要素も大きく関連します。

委員数について、45名と増え現在3名の余裕があることから、気象関係の方を「8号 自主防災組織又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」として参席していただきことが望ましいと考えます。

京都府防災会議・国民保護協議会 出席者名簿

会長：西脇隆俊 京都府知事				
委員	団体名・役職	防災会議	国民保護	出欠
1 大原 光博	近畿管区警察局長	1号	1号	オンライン
2 菱沼 宏之	近畿総合通信局長	1号	1号	オンライン
3 山口 清光	近畿財務局 京都財務事務所長	1号	1号	オンライン
4 堀江 隆	近畿地方気象台 気象官	1号	1号	オンライン
11 日笠 弥三郎	近畿運輸局長	1号	1号	オンライン
12 満元 一	大阪航空局 大阪空港事務所 大阪国際空港長	1号	1号	オンライン
13 金田 芳彦	大阪管区気象台 京都地方気象台長	1号	1号	オンライン
14 久田 隆弘	第八管区海上保安本部長	1号	1号	オンライン
15 山本 浩一	近畿地方気象台 気象官	1号	1号	オンライン

その他、学識経験者は？

福知山市、舞鶴市も同様に気象の専門家が委員とされている。



次 第

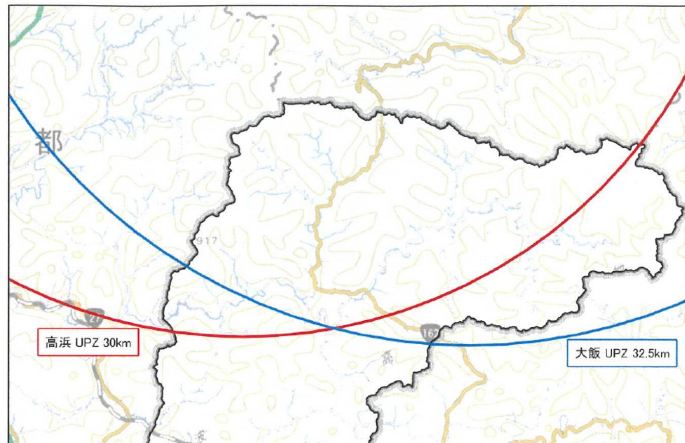
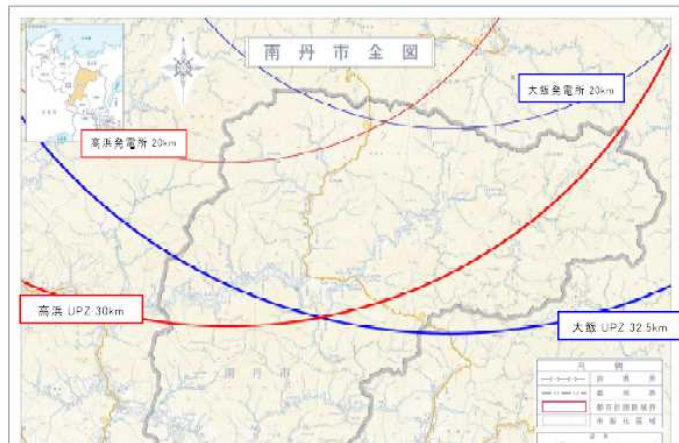
- 1 防災関連 実績（6年度下半期）
 - (1) 原子力防災訓練
 - (2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）
- 2 防災関連行事 予定（7年度上半期）
 - (1) 防災パトロール（7年5月30日予定）
 - (2) 防災訓練（7年9月28日予定）
 - (3) 原子力防災訓練
- 3 国民保護協議会
- 4 その他**
 - (1) 原子力防災住民避難計画の改定について**
 - (2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介
- 5 質疑等

4 その他

(1) 原子力防災住民避難計画の改定について

ア UPZ20km圏内容の削除

南丹市の「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」



UPZ(Urgent Protective action planing Zone)

原子力発電所から概ね5～30kmの範囲の「緊急時防護措置を準備する区域」を指します。原子力災害が発生した場合、この区域内の住民は屋内退避などの防護措置をとることになります。

段階的な屋内退避

第一次避難体制として、屋内退避後から2～3日しても事故の終息を見られない場合は、状況に応じて20 k m以内の住民の避難を実施する。

20 k m以内の住民避難：福島原発事故後に20km圏内という考え方が残っていたもの。今も、同住民避難計画で20kmの記述があるのは南丹市のみ。

4 その他

(1) 原子力防災住民避難計画の改定について

イ 地区別避難経路の集合場所の削除

旧

地域名	世帯数	人口	集合場所	避難時 集結場所	主な避難経路	避難中継所 (スクリーニングポイント)	避難先
福居	山森	8	20	山森区公民館	旧鶴ヶ岡小学校		園部北部コミュニティセンター
	熊壁	13	19	福居公民館			園部木崎町児童老人会館
	脇	10	16	脇区公民館			園部北部コミュニティセンター
	庄田	7	17	庄田区公民館			園部北部コミュニティセンター
盛郷	林	15	33	惣持院			園部スポーツセンター
	上吉田	14	30	上吉田公民館			園部木崎町児童老人会館
	田土	18	36	田土公民館			園部スポーツセンター

表7 市内避難

新

地域名	世帯数	人口	避難時集結場所 ※1	主な避難経路 ※2	避難退避時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先
福居	山森	6	15	旧鶴ヶ岡小学校		園部北部コミュニティセンター
	熊壁	11	16			園部木崎町児童老人会館
	脇	6	13			園部北部コミュニティセンター
	庄田	8	18			園部北部コミュニティセンター
盛郷	林	15	35			園部スポーツセンター
	上吉田	12	24			園部木崎町児童老人会館
	田土	14	28			園部スポーツセンター

避難は国からの指示で始まります。各公民館等を経由する時間ロスを排し直接避難時集結場所に集合することが効率的と考え削除しました。

4 その他

(1) 原子力防災住民避難計画の改定について

ウ 令和6年4月22日第1回・原災指針上の屋内退避の考え方を確認

原子力規制庁 9回の会合

6. 屋内退避の継続中に発生する諸課題への対応

(1) 屋内退避中の一時的な外出

ア 一時的な外出の考え方

屋内退避中は屋内に留まることが原則であるが、原災指針は、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要であるとしている。

そのため、**屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出は、屋内退避を継続する上で必要な行為であり、「屋内退避」という概念に含まれているものと整理することとした。つまり、屋内退避の指示が出ていても、そのような一時的な外出については、屋内退避の指示に反していることにはならない。**

そのような、屋内退避の指示に反していることにならない一時的な外出の類型として、住民が自らの生活を維持するための外出と、屋内退避中の生活を支えるライフライン管理者・民間事業者の活動としての外出の2類型が考えられる。

なお、いずれの類型であっても、エにあるとおり国や地方自治体から一時的な外出を控えるようにとの注意喚起が急遽行われる可能性があることから、「一時的」の要素としては、外出している時間が短いことよりも、そのような注意喚起が出た際に屋内退避を行う場所に移動するまでの時間が短いことが重要と考えられる。

4 その他

(1) 原子力防災住民避難計画の改定について

ウ 令和6年4月22日第1回・原災指針上の屋内退避の考え方を確認

イ 住民が自らの生活を維持するための外出

屋内退避中は屋内に留まることが原則であるが、上記のとおり、**屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出は、屋内退避を継続する上で必要な行為である。**どのような外出が「生活の維持に最低限必要な外出」に当たるかは、個々の住民の生活環境等によって異なるため、その具体的な範囲を一律かつ網羅的に示すことは困難であるが、少なくともこれに該当すると考えられる代表的な例を以下に挙げる。

- ・ **生活に必要な物資の調達のための外出**
- ・ **生命に関わるような緊急性の高い医療を受けるための外出**
- ・ **屋内退避場所で屋内退避を継続できる状態を維持するための外出（家屋の屋根や出入口の除雪等）**
- ・ **自宅の近くで飼養する動物の世話のための外出**

なお、屋内退避中の住民の外出についての考え方やさらなる具体例については、地方自治体からの整理すべき具体例に関する要望等も踏まえ、引き続き検討することが求められる。

4 その他

(1) 原子力防災住民避難計画の改定について

ウ 令和6年4月22日第1回・原災指針上の屋内退避の考え方を確認

ウ 屋内退避中の生活を支えるライフライン管理者・民間事業者の活動としての外出

屋内退避中の生活の維持に最低限必要となるライフライン管理者・民間事業者の活動は屋内退避が有効に機能するために重要なものであり、それらの者の活動は外出を伴うものであっても**屋内退避中にも継続されることが必要と考えられる。**

このタイプの外出もイと同様に、具体的な範囲を一律かつ網羅的に示すことは困難であるが、**少なくとも、物資輸送、避難経路等の啓開及び復旧、ライフラインの復旧、医療・介護のうち緊急性の高いものはこれに該当する**と考えられる。

なお、これらの活動には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、災害対応を実施する責務を有する指定公共機関、指定地方公共機関等が行うものや、原災指針が定める緊急事態応急対策に従事する者が行うものも含まれる。これらの者については、原災指針や防災基本計画等に示す放射線防護の考え方に沿って、放射線防護対策を行いつつ活動することとなる。

また、上に例示した活動以外にも、**屋内退避中の生活の維持に最低限必要とまでは言えないものの、屋内退避が有効に機能するために有益な、屋内退避中の住民の生活を支える民間事業者の活動も、地域の状況によっては活動継続が期待される。**そのような活動として、具体的には、食料や飲料水、燃料といった生活必需品の小売業等が考えられる。

上記のような民間事業者による屋内退避中の生活の維持に最低限必要な活動又は期待される活動に関しては、その性格に応じた考え方やさらなる具体例、活動が継続されるようにするための国や地方自治体の取組等について、地方自治体からの要望等も踏まえて引き続き検討することが求められる。

4 その他

(1) 原子力防災住民避難計画の改定について

ウ 令和6年4月22日第1回・原災指針上の屋内退避の考え方を確認

エ 一時的な外出を控える旨の注意喚起

全面緊急事態に至り屋内退避の指示が出たとしても、直ちに放射性物質が放出されるとは限らない。しかしながら、屋内退避の指示が出ている間は、放射性物質が放出される可能性が否定できないため、一時的な外出を行う場合には、放出のおそれがあることに留意する必要がある。

そこで、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする観点からは、フィルタベントによる**放射性物質の放出が予定される場合などブルームが到来する可能性が高いという特別な情報があるタイミングでは、国や地方自治体は一時的な外出を控える旨の注意喚起をすることで、屋内退避を徹底させることが重要となる。**



次 第

- 1 防災関連 実績（6年度下半期）
 - (1) 原子力防災訓練
 - (2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）
- 2 防災関連行事 予定（7年度上半期）
 - (1) 防災パトロール（7年5月30日予定）
 - (2) 防災訓練（7年9月28日予定）
 - (3) 原子力防災訓練
- 3 国民保護協議会
- 4 その他**
 - (1) 原子力防災住民避難計画の改定について
 - (2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介**
- 5 質疑等

自治体名	京都府南丹市	人口	30,000人
事業概要	防災計画上、南丹市は備蓄量を人口の10%としている。災害関連死を防ぐための清潔なトイレ、及び快適な生活環境のテント式パーティションの整備は遅れており、未保有のトイレカー 1 台、並びに備蓄量が少ない簡易ベッド及びテント式パーティションを整備するとともに、同備蓄用の防災倉庫を整備する。また、防災訓練等のイベントで活用し、市民への啓発を実施する。		
購入する 資機材等の 内容	○トイレカー 1 台 ○簡易ボールベッド 800個 ○テント式パーティション 400張 ○備蓄倉庫 4棟	倉庫  トイレカー  簡易ベッド  テント式 パーティション 	
場所等	・八木中学校 ・八木東小学校 ・胡麻郷小学校 ・日吉防災広場（トイレカー）	・平常時においても、イベント等で活用していく。	



次 第

- 1 防災関連 実績（6年度下半期）
 - (1) 原子力防災訓練
 - (2) 災害対策（6年11月2日の大雨警報、雪害）
- 2 防災関連行事 予定（7年度上半期）
 - (1) 防災パトロール（7年5月30日予定）
 - (2) 防災訓練（7年9月28日予定）
 - (3) 原子力防災訓練
- 3 国民保護協議会
- 4 その他
 - (1) 原子力防災住民避難計画の改定について
 - (2) 南丹市避難所生活環境改善事業の紹介

5 質疑等

ご質問、ご意見はございませんか？



令和6年度原子力防災訓練の様
(12.1丹波自然運動公園)